

いとちゃん mini 本格運行(令和 3 年 10 月～)について

1 運行計画概要(試験運行からの見直し事項は赤字記載)

1.1 いとちゃん mini デマンド

項 目		概 要
協議 済 ①	運行期間	令和 3 年 10 月～
	運行形態	デマンド区域運行(指定乗降所・出発時間が定められている)
	運行区域	変更なし
	運行時間	7:00～19:00
	台数	3 台 ※ただし、朝夕(9:00～17:00 以外)は 2 台運行
	予約受付 時間	【電話受付】8:30～16:30 【インターネット受付】24 時間
	予約締め切り 時間	乗車希望時間の 15 分前迄
協議 済 ②	バス停	168 カ所
	運 賃	【基本運賃】 バス停間の直線距離にて 3km まで 300 円、3～6km まで 400 円、6km 超 500 円 【割引運賃】 小人(小～中学生)・免許返納者・障がい者は半額 【回数券】 3,000 円分回数券(300 円×12 枚)、1,000 円分回数券(100 円×12 枚) 800 円分回数券(80 円×12 枚)、500 円分回数券(50 円×12 枚)
協議 済 ①	使用車両	大型ワゴン(乗車定員 10 名 3 台、予備車 1 台による運行)

※協議済①・・・令和 2 年度第 2 回会議(令和 2 年 11 月 10 日(火)開催)

※協議済②・・・令和 2 年度第 3 回会議(令和 3 年 2 月 19 日(金)開催)

生活交通確保維持改善計画(案)

令和 3 年 5 月 26 日

(名称) 糸満市

生活交通確保維持改善計画の名称

糸満市生活交通確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

市内の公共交通は民営の路線バスが複数あるが、その多くが交通結節点である糸満ロータリーより北側に集中し、高齢化が進む交通弱者が多い南東側には公共交通の空白地帯が発生し、住民生活に支障をきたしていた。

市では、住民の生活交通手段を確保するため、平成 27 年度からデマンド交通いとちゃん mini の実証実験を開始した。住民からは好評を得ていたが、財政負担の大きさから維持困難となり平成 28 年度で実証実験は終了となった。

しかし、いとちゃん mini の廃止により、日常生活や社会参加が困難となった市民が多く出てきた。そこで、住民の移動手段を確保したうえで、財政的に持続可能な体制を探るため平成 30 年度から令和 2 年度まで、いとちゃん mini の試験運行を実施した。

令和 3 年 4 月からは、これまでの運行で得た結果を基に、需要に応じてバス停と予約締め切り時間の見直しを行い利用者の増減を検証することにより、持続可能な本格運行の体制を探ることを目的に実証運行を開始した。その結果、見直しの効果により大幅な利用者増が見込めることが確認された。

市はこれまでの運行結果の検証により、いとちゃん mini が、市民の通勤・通学・買い物・通院などの日常生活上不可欠な移動に加え、文化活動やコミュニティ活動などのための外出機会を確保し、市の活力の向上及び持続的発展を実現するうえで必要不可欠なものであると判断し、令和 3 年 10 月より新たに本格運行を開始することとした。

本格運行に当たっては、需要に応じた運行時間の延長や料金体系の見直しを行い、更なる利便性の向上を図るが、運賃収入や市の財源のみで運行を維持していくことは困難な状況である。

このため、地域公共交通確保維持事業の活用により、いとちゃん mini を確保・維持することで市民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

地域公共交通網形成計画にて設定した「収支率」に加え、改善の効果がより明確になるよう「1 時間 1 台当たりの乗車数」「乗合率」を設定する。

目標値については、令和 3 年 10 月の南部循環線再編による利用者減少が想定されることやコロナ渦であることを踏まえた上で、令和 3 年度の実績値(令和 3 年 4 月時点)の水準を維持することを目指すこととする。ただし、収支率については現時点で確定している令和 2 年度実績値の維持を目指すものとする。

また、数値の算出期間については、これまで市の会計期間に合わせて実績値を算出してきたが、目標値の設定に当たっては国の補助事業活用に合わせて補助事業の会計年度に合わせた期間とする。

	目標	実績値		目標値			備考
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
		R2.4.1 ～ R3.3.31	R3.4.1～ R3.9.30 (4.30 時点)	R3.10.1～ R4.9.30	R4.10.1～ R5.9.30	R5.10.1 ～ R6.9.30	
デ マ ン ド	1 時間 1 台あ たりの乗車数	2.3 人	2.7 人	2.7 人	2.7 人	2.7 人	現状 維持
	乗合率	45.9%	47.9%	47.9%	47.9%	47.9%	現状 維持
	収支率 (国補助除く)	16.5%		16.5%	16.5%	16.5%	現状 維持

(2) 事業の効果

いとちゃん mini を確保維持改善することにより、市民の通勤・通学・買い物・通院などの日常生活上不可欠な移動に加え、文化活動やコミュニティ活動などのための外出機会を確保し、市の活力の向上及び持続的発展を実現することにつながる。

3. 2.の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- (1) バス停マップを作成し、年に 1 回市内全世帯に配布(糸満市)
- (2) 利用状況等に応じたバス停の見直しを随時実施(糸満市)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表 1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行は糸満市から運行事業者へ委託して行う。費用から収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を市が負担する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

有限会社美ら島

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】

該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表5」を添付

13. 車両の取得にかかる目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

年度	回	開催日	主な議論
令和2年度	第1回	令和2年8月20日～8月28日 ※新型コロナウイルス拡大防止のため書面開催	・糸満市地域観光交通試験運行(いとちゃん mini)の報告 ・市内公共交通再編の方向性案について
	第2回	令和2年11月10日	・いとちゃん mini 実証運行(案)(令和3年4月～9月)について ・いとちゃん mini 本格運行(案)(令和3年10月～)について

			・南部循環線再編(令和3年10月～)の検討状況について
	第3回	令和3年2月19日	・いとちゃん mini 実証運行(案)(令和3年4月～9月)について ・いとちゃん mini 本格運行(案)(令和3年10月～)について ・南部循環線運行計画(案)(令和3年10月～)の検討状況について
令和3年度	第1回	令和3年5月27日～6月3日 ※新型コロナウイルス拡大防止のため書面開催	・いとちゃん mini 実証運行中間報告(令和3年4月末)について ・いとちゃん mini 国吉線運行計画変更案の取下げについて ・糸満市生活交通確保維持改善計画(案)について ・南部循環線運行計画(案)について

21. 利用者等の意見の反映状況

平成30年度・令和元年度にいとちゃん mini 利用者アンケート、平成30年度に市民アンケートを実施した。ともに朝夕の運行時間帯への拡大を求める意見が多かったため、運行時間の延長を実施する。

22. 協議会メンバーの構成員

	区分	所属	役職
1	学識経験者	琉球大学	名誉教授
2	学識経験者	沖縄大学地域研究所	特別研究員
3	一般乗合旅客自動車運送事業者及びその団体	株式会社 琉球バス交通	統計課 次長
4	一般乗合旅客自動車運送事業者及びその団体	那覇バス 株式会社	業務課 主任
5	一般乗合旅客自動車運送事業者及びその団体	沖縄バス 株式会社	運輸部 業務課長
6	一般乗用旅客自動車運送事業者及びその団体	糸満タクシー 株式会社	運行管理者
7	一般乗合旅客自動車運送事業者及びその団体	一般社団法人 沖縄県バス協会	専務理事

8	一般貸し切り旅客自動車運送事業者及びその団体	有限会社美ら島	代表取締役
9	一般貸し切り旅客自動車運送事業者及びその団体	東京バス株式会社 沖縄営業所	所長代理
10	一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	私鉄沖縄県労働組合連合会	執行委員長
11	地域代表者	真栄里自治会	会長
12	地域代表者	真壁自治会	会長
13	地域代表者	糸満市老人クラブ連合会代表	糸満市社会福祉協議会会長
14	地域代表者	糸満市女性連合会	顧問
15	地域代表者	糸満市 PTA 連合会	役員
16	観光関係者	糸満市観光協会	会長
17	産業界関係者	糸満市商工会	会長
18	運輸支局	沖縄総合事務局	運輸部 企画室長
19	運輸支局	沖縄総合事務局	運輸部 陸上交通課長
20	道路管理者	沖縄総合事務局	南部国道事務所 副所長
21	都道府県警察	沖縄県 糸満警察署	交通課長
22	地方公共団体	沖縄県 企画部	交通政策課長
23	地方公共団体	糸満市	副市長
24	地方公共団体・道路管理者	糸満市	建設部長
25	地方公共団体	糸満市	市民健康部長
26	地方公共団体	糸満市	企画開発部長

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準にて該 当する要件 (別表7のみ)
糸満市	(角美ら島	(1) いとちゃんminiデマンド		糸満市		往 km 復 km	365日	1,680回		区域型	① ②(1)	地域間幹線系統玉泉洞糸満線と9か所のバス停を接続。(糸満バスターミナル、糸満市場入口、糸満ロータリー、糸満郵便局前、真栄里入口、名城、小波蔵、山城入口、ひめゆりの塔前、米須入口)	①
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	糸満市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	24,717
交通不便地域	58,547

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
58,547	糸満市内全域	沖縄振興特別措置法第3条第1号

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
糸満市地域公共交通網形成計画	R2.2.28	令和4年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。

なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)